

生駒市規則第3号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月生駒市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。